

海上運送法施行規則の一部改正について

1. 背景

安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例等の支援措置等を内容とした海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が今国会において成立し、6月6日に公布されたところです。改正法による改正後の海上運送法の委任を受けた事項等を定めるため、海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号)について所要の改正を行うこととします。

2. 改正の概要

(1)日本船舶・船員確保計画の認定の申請【第30条関係】

- ① 法第35条第1項の規定により計画の認定の申請をするときは、一定の様式による申請書に、貸借対照表等を添付することとします。
- ② トン数標準税制の適用を受けようとする場合は、申請書に、対外船舶運航事業等の用に供する日本船舶に係る所有権、貸借権を証明する書類等を添付することとします。
- ③ 船員派遣事業の許可等を受けようとする場合は、船員職業安定法に基づく許可等の際に必要な書類を申請書に添付すべきこととします。
- ④ 船員派遣事業のみなし許可等の適用を受けようとする場合・予算の適用を受けようとする場合は、所轄の地方運輸局長を経由して提出すべきこととします。

(2)日本船舶・船員確保計画の記載事項【第31条関係】

法第35条第2項第5号の規定により省令で定めることとされている計画の記載事項は、計画の認定により受けようとする支援措置等とします。

(3)認定通知書【第32条関係】

法第35条第3項の規定による認定を行う際は、一定の様式の通知書により申請者に対して通知すべきことを定めることとします。

(4)計画期間【第33条関係】

計画期間は、3年以上5年以下(トン数標準税制の適用を受けようとする場合は5年)とします。

(5)計画期間内における日本船舶の隻数の増加の割合【第34条関係】

トン数標準税制の適用を受けようとする場合に、計画期間内において日本船舶を増加させるべき隻数の割合は100分の200とします。

(6)課税の特例の適用対象となる日本船舶の大きさ【第36条関係】

トン数標準税制の適用対象となる日本船舶の大きさは、100総トン以上とします。

(7)課税の特例の適用対象となる事業【第37条関係】

トン数標準税制の適用対象となる事業を以下のとおりとします。

- ① 対外船舶運航事業を営む者が行う貨物の運送と当該運送に先行し又は後続する利用運送とを一貫して行う事業
- ② 対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業又は①の事業に附帯する事業

(8)日本船舶の譲渡等に類する行為【第38条関係】

日本船舶に係る事前届出が必要となる行為として、認定事業者が他人から対外船舶運航事業等の用に供する日本船舶の貸渡しを受けている場合における当該日本船舶に係る貸渡契約の終了を定めることとします。

(9)日本船舶の譲渡等の届出【第39条関係】

日本船舶の譲渡等を行う際の届出に必要な書類を下記のとおり定めることとします。

- ① 譲渡(貸渡)人及び譲受(借受)人の住所及び氏名又は名称並びに譲受(借受)人の国籍
- ② 譲渡(貸渡し又は貸渡し契約の終了)をしようとする船舶の明細
- ③ 譲渡(貸渡し又は貸渡し契約の終了)をしようとする船舶が第四十三条第二項の確認を受けている場合にあつては、その旨及び確認を受けた年月日
- ④ 譲渡の予定期日又は貸渡しの期間
- ⑤ 譲渡(貸渡し又は貸渡し契約の終了)を必要とする理由
- ⑥ 各届出書には、譲渡(貸渡)契約書の写しを添付するものとします。

(10)届出を要しない貸渡し【第40条関係】

事前届出が不要な貸渡しの期間として、6月(期間傭船の場合は2年)とします。

(11)報告【第41条関係】

認定事業者が行う報告は、一定の様式により、定期的に行うこととします。

- ① トン数標準税制の適用を受けている認定事業者の場合 計画期間内の各事業年度における認定計画の実施状況について、当該事業年度終了後1月以内に提出。
- ② ①以外の認定事業者の場合 計画期間内の毎年4月1日から3月31日までにおける認定計画の実施状況について、同年の4月30日までに提出。

(12)その他

その他所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 : 平成20年7月下旬
施行 : 平成20年7月下旬